

新型コロナウイルス経済対策「スポーツ合宿受入支援事業補助金」交付要綱

公益財団法人宮崎県観光協会

(趣旨)

第1条 公益財団法人宮崎県観光協会（以下「協会」という。）は、新型コロナウイルス感染拡大で大きな影響を受けている県内宿泊の需要喚起を図るため、予算の範囲内において、宮崎県内において合宿を実施する県内外のアマチュアスポーツ団体（以下「団体」という。）に対し、新型コロナウイルス経済対策「スポーツ合宿受入支援事業補助金」（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(交付の要件)

第2条 この補助金は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する場合に交付するものとする。

- (1) スポーツ競技に関する合宿であること。
- (2) 県内のスポーツ施設を利用して合宿が実施されること。
- (3) 本県で合宿を実施する県内外のアマチュアスポーツ団体であること。
- (4) 合宿期間中、県内の宿泊施設（ホテル、旅館、民宿その他宿泊料金の支払いを要する施設。ただし、宮崎県有宿泊施設、スポーツ施設に付随する簡易宿所、バンガロー、ログハウス及びキャンプ場等を除く。）に宿泊すること。
- (5) 合宿に参加した者の延べ宿泊者数（宿泊施設に宿泊した人数に当該宿泊日数を乗じた数）が10人以上であること。

(交付の対象経費及び補助金額)

第3条 この補助金の交付の対象経費は、本県での合宿に要する経費とし、補助金額は、合宿に参加した者の延べ宿泊者数に1,000円を乗じた額とする。ただし、10万円を上限とする。なお、延べ宿泊者数には、宮崎カーフェリー利用時の船内泊を含むことができる。

(補助金の申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、原則として合宿開始3日前までに協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 新型コロナウイルス経済対策「スポーツ合宿受入支援事業補助金」申請書（別記様式第1号）

- (2) 合宿計画書（別記様式第2号）
- (3) その他必要と認められる書類

（申請の取下げ）

第5条 前条の申請書の提出後、補助金の交付決定通知書を受け取る前までに、合宿の中止等により申請を取下げることとなった場合は、「補助金交付申請取下書」（別記様式第3号）を会長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第6条 第4条の申請の審査の結果、補助金を交付することが適当と認められるとき、会長は、交付額を決定し、補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の変更申請）

第7条 申請者は交付決定の通知を受けた後において、合宿の内容の変更等により申請額に変更が生じるときは、合宿開始3日前までに次に掲げる書類を速やかに会長に提出しなければならない。

- (1) 新型コロナウイルス経済対策「スポーツ合宿受入支援事業補助金」変更交付申請書（別記様式第5号）
- (2) 新型コロナウイルス経済対策「スポーツ合宿受入支援事業補助金」変更合宿計画書（別記様式第6号）

（補助金の変更交付決定及び通知）

第8条 会長は、変更交付申請に係る合宿の内容が適正と認められるときは、変更交付決定通知書（別記様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

- (1) 合宿を実施しなかったとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他補助金の交付目的を達することができないと認められる事由が生じたとき。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、合宿終了後20日以内に、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 新型コロナウイルス経済対策「スポーツ合宿受入支援事業補助金」実績報告書(別記様式第8号)
- (2) 宿泊証明書(別記様式第9号)
- (3) 宮崎カーフェリー利用証明書(別記様式第10号)
- (4) その他必要と認められる書類

(補助金の交付額の確定)

第11条 会長は、第10条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(別記様式第11号)を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第12条 この補助金は、精算払により交付する。

- 2 申請者は、補助金の請求をしようとするときは、請求書(別記様式第12号)を会長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱が適用される期間は、会長が別に定めることとし、その間においては、宮崎県スポーツ合宿受入支援事業補助金交付要綱(平成31年4月1日公益財団法人宮崎県観光協会定め)は適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱が適用される期間は、会長が別に定めることとし、その間においては、宮崎県スポーツ合宿受入支援事業補助金交付要綱(平成31年4月1日公益財団法人宮崎県観光協会定め)は適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱が適用される期間は、会長が別に定めることとし、その間においては、宮崎県スポーツ合宿受入支援事業補助金交付要綱(平成31年4月1日公益財団法人宮崎県観光協会定め)は適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱が適用される期間は、会長が別に定めることとし、その間においては、宮崎県スポーツ合宿受入支援事業補助金交付要綱(平成31年4月1日公益財団法人宮崎県観光協会定め)は適用しない。